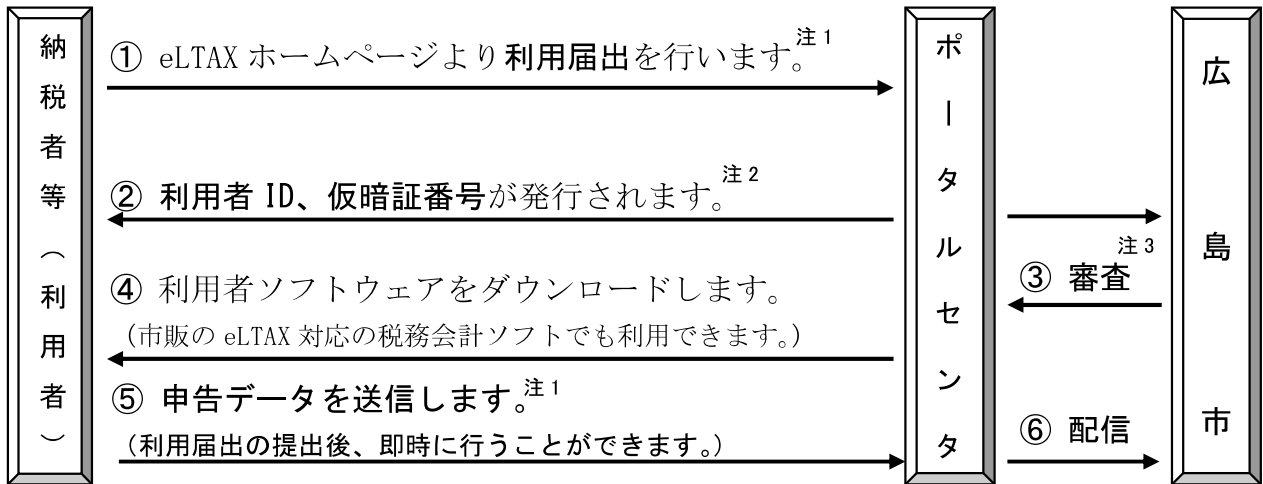


# 電子申告を御利用ください。

広島市の償却資産（固定資産税）については、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム（以下「eLTAX（エルタックス）」といいます。）を利用して、インターネットにより申告することができます。

## 《手順の流れ》



注1 利用者の電子署名が必要です。

ただし、税理士等に申告書の送信を依頼している方については、電子署名を省略することができます（この場合、税理士等の電子署名は必要です。）。

注2 利用届出（新規）の手続が完了した際に表示される「送信結果」の画面で、利用者IDと仮暗証番号をお知らせします。「受付状況の照会」の画面でも確認できます。

注3 後日、審査終了の旨の通知がメールにて配信されます。

※ 利用可能時間 8:30～24:00（土日祝・年末年始 12/29～1/3 を除く。）

電子申告の手続や具体的な操作方法等については、eLTAX ヘルプデスクにお問い合わせいただくか、eLTAX ホームページを御覧ください。

eLTAX ヘルプデスク 電話 0570 - 081459

上記の電話番号でつながらない場合 03 - 5521 - 0019

受付時間 9:00～17:00（土日祝・年末年始 12/29～1/3 を除く。）

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

広島市では、次の税目でも、eLTAX を利用して申告等を行うことができます。

- ・個人住民税：給与支払報告、異動届出、特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出等
- ・法人市民税：申告、法人設立・設置届、異動届等
- ・軽自動車税（種別割）：申告書の提出期限の延長の承認申請
- ・市たばこ税：申告等
- ・入湯税：申告、特別徴収義務者経営申告等
- ・事業所税：申告、事業所用家屋の貸付申告、事業所等新設・廃止申告等